

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 24 日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の
算出等の考え方について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、2020 年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期支援事業計画」という。）を作成いただく必要があること及び作成に当たって利用希望把握調査等の実施が必要となることを「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」（平成 30 年 5 月 24 日付事務連絡）において周知したところです。

今般、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下「考え方」という。）を別添のとおり作成いたしました。考え方においては、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）や「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日付事務連絡）等現在の子ども・子育てをめぐる政策動向やこうした事務連絡を踏まえ、第二期支援事業計画の作成に当たり、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日付事務連絡。以下「第一期手引き」という。）の内容に追加、修正が必要な項目等を記載しています。

なお、放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定でありますが、各市町村においては、これを待たずに第一期手引きを活用しつつ、考え方を参照の上、調査対象や調査項目の選定を含め、適切に利用希望把握調査等を実施いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

問合せ先

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
島田、眞柄

TEL : 03-6257-1468 FAX:03-3581-2521